

議案第72号

平成29年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書を付して議会の認定に付します。

平成30年9月3日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

瑞企企発第1425号  
平成30年9月3日

瑞穂町議会  
議長 小山 典男 様

瑞穂町長 杉浦 裕之

## 健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度決算における健全化判断比率を下記のとおり報告します。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.01)	— (19.01)	0.6 (25.0)	— (350.0)

備考：1 括弧内は、瑞穂町における早期健全化基準（%）です。

2 本表中、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は、マイナスの数値のため、「-」表示となっています。

参考数値として上記3比率の数値は、以下のとおりです。

実質赤字比率：- 5.89%

連結実質赤字比率：- 7.77%

将来負担比率：- 56.5%

## 平成29年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算等審査意見書

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、平成29年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算、基金運用状況を審査した結果、その意見は次のとおりである。

### 1 審査対象

平成29年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況

### 2 審査期日

平成30年7月24日（火）・25日（水）・26日（木）

### 3 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

### 4 審査の結果

審査に付された決算書類及び基金の運用状況を示す書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、基金の運用状況とも正確で、内容も適正であることを確認した。

### 5 決算の概要と総括意見

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額143億4,170万1,966円、歳出総額138億3,732万5,107円で、歳入歳出差引残額5億437万6,859円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

なお、平成29年度は継続費過次繰越額が9,230万円生じたため、実質繰り越す財源は4億1,207万6,859円となる。

歳入の状況は、収入済額が143億4,170万1,966円で、前年度と比較すると4.50%、金額にして6億1,775万136円の増であり、調定額145億2,564万8,592円に対する収入率は、98.73%である。

収入済額全体の45.83%を占める町税の収納率は97.32%で、前年度の97.05%より0.27ポイントの増である。

町税の不納欠損額は1,595万3,317円で、前年度と比較すると2

5. 5 6 %の減である。今後も、滞納者に対しては、税負担の公平性の確保から適正な滞納処分を行うとともに、滞納者の発生防止に努められたい。

また、収入未済額は1億6,760万837円で、前年度と比較すると9.09%の減である。町税は、町の大きな財源であるため、今後も積極的な納税指導や口座振替の推進、コンビニエンスストアでの納付等納税環境をさらに強化し、収入未済の解消に向け、なお一層の努力を望む。

歳出の状況は、支出済額が138億3,732万5,107円で、前年度と比較すると4.96%、金額にして6億5,440万8,975円の増である。本年度の予算現額に対する執行率は96.82%で、翌年度繰越額が9,230万円生じたので、不用額は3億6,187万893円である。

決算額に占める主な科目の割合と事業内容は、民生費が全体の35.28%を占め、社会福祉費では心身障害者福祉手当、介護給付費・訓練等給付費、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金及び臨時福祉給付金、児童福祉費では保育園児童運営委託料、町立保育園2園の指定管理者委託料、児童手当等及び医療費給付費が主なものである。

次に総務費が17.37%を占め、総務管理費では、給料、職員手当、共済費の人物費及び各基金積立金、新庁舎建設に伴う事務室等移転業務委託料、新庁舎建設に伴う町民会館等改修工事及び新庁舎建設工事が主なものである。

次に土木費が14.15%を占め、道路橋りょう費では、道路維持補修等委託料、改修工事、舗装工事及び交通安全施設設置工事、都市計画費では、都市計画道路3・5・24号線築造工事及び物件補償費、殿ヶ谷土地区画整理組合助成金、駅西土地区画整理事業特別会計繰出金、下水道事業特別会計繰出金及び公園管理委託料が主なものである。

次に、教育費が13.39%を占め、教育総務費では、羽村・瑞穂地区学校給食組合負担金、臨時雇賃金及び小・中学校要保護及び準要保護就学援助費、小学校費では、二小除湿温度保持機能復旧工事、中学校費では、瑞中除湿温度保持機能復旧工事、二中校庭芝生化工事及び台風被害に係る瑞中法面改修工事、社会教育費では、郷土資料館及び耕心館指定管理者委託料が主なものである。

以下、衛生費10.11%、消防費4.11%、公債費3.08%の順である。

以上が決算の概要であるが、平成29年度の決算は、財源の確保が厳しい財政状況の中、健全財政を維持し、事業の推進にあたっては、合理的かつ効率的な行財政運営が行われたものと認められる。特に、小・中学校7校のうち最後となった二中の校庭芝生化工事は、従前通り都の補助金対象経費を100%充当できた点は大変評価できる。今後も、将来を担う子供たちのために、教育環境の整備とともに、各種学力向上策や教育相談の充実など、教育施策の充実に向け、引き続き取り組まれることを望む。

都市基盤整備として、都市計画道路3・5・24号線の延長約440mの整備が行われた。この事業においても、国及び都の補助金を最大限に活用して整備されたことは評価できる。引き続き、国及び都の補助金を活用し整備を進め、早期に全線開通することを望む。

6月から、ケーブルテレビを活用した15分間の広報番組「みづほニュース」が開始された。町の魅力や行政情報を分かりやすく映像で町民に伝える新たな広報媒体として大いに期待するとともに、効果的な運用に努められたい。

新庁舎建設については、9月に契約し工事が着手された。行政サービスを継続しながら施工していることから、利用者等の安全確保に努めるとともに、利用者等に不便が生じないよう十分な案内表示等を引き続き整備されたい。契約変更で工期が4か月間延長されたが、引き続き適正な工事監理及び工程管理を行い、防災機能や利便性、環境への配慮等を踏まえた新庁舎の早期竣工を強く望む。建設費用の財源を確保するため、補助金を最大限活用されたい。

最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率の報告を7月23日に受けたため、7月26日の決算審査終了後、健全化判断比率とその算定基礎事項について審査した結果、各指標の算出基礎資料は適正に作成され、算出過程にも誤りがなく、全ての指標を分析した結果、健全な財政運営が行われたものと認められる。

今後も、社会経済情勢や行政需要の変化へ対応することが望まれる。また、公共施設管理運営は、計画的な観点による管理運営を求める。

引き続き町民の期待と信頼に応えられる健全な行財政運営の推進を望む。

平成30年8月3日

瑞穂町長　　杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員　　村 山 隆 敏

同　　　　　高 水 永 雄